

# 奈良県森林環境税による施業放置林の整備に関する基本方針

平成23年6月20日制定

平成28年4月 1日改正

平成31年4月 1日改正

## 第1 策定の趣旨

奈良県森林環境税条例（平成17年3月奈良県条例第45号）第1条の課税の趣旨に即した森林環境の保全に関する施策として、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例（平成22年3月奈良県条例第50号）第9条第1項の規定により定めた奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興指針（平成22年12月策定）における環境保全林に分類された森林のうち、適切な施業がなされずに放置された人工植栽に係る森林（以下「施業放置林」という。）において行う必要な整備について、その基本的な考えを明らかにすることを目的に、奈良県森林環境税による施業放置林の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

## 第2 現状と課題

森林は、山地における土砂災害の防止や水源かん養機能、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、様々な役割を果たすことが期待されている。しかしながら林業の不振が要因となり、間伐等の適切な施業が行われず、これら公益的機能が十分に発揮されているとは言い難い状況にある。森林環境を保全し、豊かな森林資源を次世代に引き継ぐためには、本県の大部分を占める私有林において、多様な公益的機能の維持増進を図るための施策を積極的に推進する必要がある。

このような状況の中、本県では、平成18年度から奈良県森林環境税を導入し、これを財源として施業放置林の間伐を推進し施業放置状態の解消に努めてきた。これにより一定の効果は得られたものの、施業放置林が未だ相当面積存在すること、昨今集中豪雨等による土砂災害の危険性が增大していることなどから、依然として施業放置状態を解消する施策の必要性は高い。

また、さらなる効果の発現や、県民が効果を実感できることを期するため、山地災害の発生などが危惧される施業放置林などを整備し、県民の安全・安心の確保に努めることを明確にすることも必要となった。

さらに、事業実施の数年後に、林冠の空隙率が低下する箇所や下層植生の定着が見られない箇所があったことから、森林の現況に応じて針広混交林へ円滑に誘導できる整備内容へ見直すことも必要となった。

併せて、平成31年度から森林環境譲与税が各市町村に譲与され、各市町村が森林整備を担うことになるが、県内には依然、多くの施業放置林が存在することや、森林環境譲与税の市町村への譲与額が段階的に増加するよう制度設計されていること等に鑑みて、平成31年度以降も当面の間、奈良県森林環境税を財源として施業放置林の間伐を推進し、市町村においては、更なる森林の防災力の向上を図るため、森林防災対策（搬出、筋工又は横倒し）を行うことで、県と市町村の役割分担をすることとした。

### 第3 整備の方針

第2の現状と課題を踏まえて、今後も引き続き森林環境税を活用した施業放置林の整備（間伐、植栽及び林内整理）（以下「整備」という。）を実施するとともに、その整備の方針について次のとおり定める。

#### 1 整備の内容

整備の内容は、針広混交林に誘導することにより、施業放置林の公益的機能の維持増進を図るとともに、将来的に人手の掛からない森林を育成することを目指すこととし、次に掲げる整備を行うものとする。

- (1) 本数率で40パーセント以上を伐倒する強度な間伐を実施する。
- (2) 施業放置林の現況によっては、(1)のみではなく広葉樹植栽を併せて実施する。

#### 2 整備対象区域

整備対象区域は、森林の有する多様な公益的機能の発揮が高度に期待され、県民がこれら整備の効果を実感できる区域として、次のいずれかの要件を満たす区域とする。

- (1) 人家周辺の山地災害の防止に資する区域
- (2) 集落水源の集水区域
- (3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」及び自然歩道のバッファゾーン
- (4) 国立公園、国定公園又は県立自然公園に指定された区域
- (5) その他市町村が森林環境保全上重要と位置づける(1)から(4)に準ずる区域

#### 3 整備対象施業放置林

整備対象となる施業放置林は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) スギ又はヒノキが植栽されていること。
- (2) 直近10年間の間伐施業の履歴がないこと。

- (3) 3 齡級以上 1 2 齡級以下であること。
- (4) 過去に奈良県森林環境税を用いた森林整備事業が行われていないこと。
- (5) 県有林、市町村有林及び国立研究開発法人森林研究・整備機構による森林整備センター造林によるものではないこと。

#### 4 整備後の森林の取扱い

整備後 10 年間は、皆伐又は転用をさせないこと。

#### 5 整備により発生した間伐木の取り扱い

整備により発生した間伐木については、原則として整備区域内より搬出し、その利用に努めるものとする。

#### 6 整備の実施主体及び費用負担

整備の実施主体は市町村とする。その整備にかかる費用については、市町村が森林防災対策（搬出、筋工又は横倒し）を実施する場合に、奈良県森林環境税を財源として、別に定める額を補助するものとする。

#### 7 その他整備に当たっての留意事項

整備に当たっては、奈良県森林環境税条例第 1 条の課税の趣旨に即して、可能な限り、県内林業労働者の雇用の確保に努めるものとする。